

令和3年度 小規模特認校制度による 入学・転入学児童 募集案内書

～須崎市立吾桑小学校～



～木の香り漂う木造校舎と地域のぬくもりの中で落ち着いた学校生活を～

須崎市教育委員会

I 小規模特認校

1. 特認校制度の趣旨・目的

1学級16人以内の少人数指導体制を基本とし、落ち着いた環境の下、道徳教育と保護者・地域との連携を基盤とした吾桑小学校での教育を希望する児童や、保護者に一定の条件を付して入学・転入学を認めるものです。

2. 特認入学・転入学の基本的な考え方

児童の就学校は、須崎市教育委員会が定めた通学区域により指定していますが、小規模特認校制度では、保護者が趣旨・目的を十分理解し、小規模校の持つ特色ある環境の中で児童に教育を受けさせたいという場合に限定したうえで、入学・転入学が可能としています。

したがって、保護者が特認校への入学・転入学を希望する場合は、「II 入学・転入学の条件」に示す内容を十分理解いただいたうえで入学・転入学を認めるとこととなります。

3. 特認校及び通学区域等

学校名	所在地	通学区域	基本学級形態	電話
須崎市立 吾桑小学校	須崎市吾井郷乙488-1	須崎市内全域	単式及び複式 ※各学年の人数により変化	(0889) 45-0226

4. 令和3年度 募集学年及び人数

吾桑小学校の児童数は、現在在籍している児童も含めて各学年16人以内を基本としています。

募集は令和3年度の1~4年生までとし、募集人数は次のとおりです。

※応募者が多数の場合は、原則として抽選での決定となります。

学年	募集人数
第1学年	若干名
第2学年	若干名
第3学年	若干名
第4学年	若干名



Ⅱ 入学・転入学の条件

1. 通学の条件

- ①原則、保護者の送迎による通学となります。費用もご家庭での負担となります。
- ②自転車通学はできません。

2. 保護者の責任

通学における安全を確保することや、学校行事、PTA活動等に積極的に協力するものとします。

3. 特認入学・転入学の期間

特認校に入学・転入学された場合は、**卒業までの在籍を原則とします。**

4. 特認入学・転入学の申込方法等

(1) 特認校への入学・転入学を希望する場合は、次の書類を須崎市教育委員会に提出してください。

- ①特認校転入学申請書(別記様式第1号(第8条関係))
- ②意見書(別記様式第2号(第8条関係)) ※転入学の場合は、**現在通学している学校長の意見書が必要**

※申請書提出に際し、**特認校制度の趣旨や目的、通学等の諸条件を必ず確認**してください。

(2) 申請書の提出後、指定された期日に吾桑小学校で面接を受けてください。

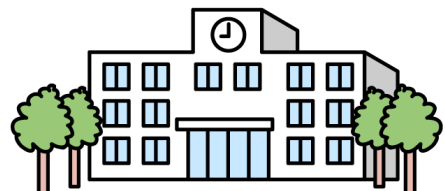
特認校への入学・転入学を希望する児童及び保護者との面接を行います。面接は、学校長及び学校長が指定する教職員が行います。

※希望者が多い場合には、残念ながら入学・転入学をお断り(抽選での決定)する場合があります。

5. 特認入学・転入学の決定及び取消

面接後、入学・転入学の可否につきまして、須崎市教育委員会から通知します。

※入学・転入学の許可後に虚偽の申請や特認校制度の趣旨・目的に合わない事由が生じ、特認校の学校運営に支障があると認められるときは、決定を取り消すことがあります。



Ⅲ 応募要領

1. 募集期間及び面接日

- ①募集期間 : 令和2年10月 1日(木) ~ 令和2年 10月 30日(金) ※必着
- ②面接日 : 令和2年11月22日(日) 午前中(申込者には別途お知らせします)
- ③面接場所 : ・吾桑小学校 【※校舎北側駐車場をご利用ください。】

2. 応募書類の入手及び申込受付

【応募書類の入手】

①吾桑小学校もしくは須崎市教育委員会 学校教育課で配布

②須崎市ホームページからダウンロード

須崎市HPアドレス ; <https://www.city.susaki.lg.jp/>

【申込受付】

〒785-8601 須崎市山手町 1-7 須崎市教育委員会 学校教育課 【持参または郵送】

※持参の場合は、土日を除き 9:00~17:00 に提出してください。

3. その他

(1) 学校見学について

吾桑小学校の授業日であれば可能です。

見学を希望する場合は、吾桑小学校(校長先生または教頭先生)に電話でご相談ください。

【お問い合わせ先】

○吾桑小学校

所在地:〒785-0044 須崎市吾井郷乙 488-1

TEL:0889-45-0226

○須崎市教育委員会事務局 学校教育課

所在地:〒785-8601 須崎市山手町 1-7

須崎市総合保健福祉センター3階

TEL:0889-42-5291